資 料

熊本大学法学部・武夫原会共催シンポジウム

熊本地震が提起する法的・政策的課題」

熊本大学法学部

出 田 行

雄

政策的課題」を始めさせていただきます。私は本日の司会を務 共に主催いたしますシンポジウム、一熊本地震が提起する法的 司会 ただいまより熊本大学法学部及び武夫原会が

し上げます。 めます、法学部の諏佐と申します。 それでは、開会に先立ち、法学部長の深町公信よりご挨拶申

街はやっと平常に戻ったように見えますが、まだまだ以前の生 りがとうございます。熊本地震が起きて九カ月余りたちました。 皆さん、こんにちは。きょうはお集まりいただき、あ

> 避難所の設営を始めていました。 生たちでした。私は、一回目の揺れが起きてすぐに大学に駆け が起きた当初いち早く駆けつけ、立ち上がりましたのは若い学 活に戻れないでいる被災者の方々もたくさんおられます。 つけましたが、すでに多くの学生の皆さんが体育館に集まり、

当に幸せだと誇らしく思いました。その後も避難してこられた という声を上げているのを聞き、私はこの学部で教えていて本 を見て、避難してきた他学部の学生たちが、 | 法学部、すげえ_ である志法会のパーカーを着た学生たちでした。そのパーカー その中でも率先して働いていたのが、法学部の公認サークル

ばんいい面を見たと思います。 して活動してくれました。地震という不幸な災害の中で、見た 熊大の避難所が終わった後もさまざまな場所でボランティアと ちの何人かはすぐ後の六月に公務員試験の受験を控えていて、 周辺住民の方々の世話を献身的に行ってくれましたし、そのう 目はダサくて地味だけど、誠実でまじめな熊大法学部生のいち いちばん勉強しなければいけない時であったにもかかわらず、

ばいけないと思っていた矢先に、今度は法学部の同窓会である え、連載を通じて持っておくべき共通した認識をまとめなけれ の教員で熊本地震についての法的問題点を検討する連載をやら を、しっかりとこの目で見て自分たちの研究テーマに照らし合 ん知っていますから、地震直後から生じてきたさまざまな問題 ミッションである法学及び公共政策学の視点から、この地震の とも考え抜いてきました。その中で得られた結論は、法学部の である岡田教授を通していただきました。連載の人選をほぼ終 ないかという提案を、きょうのシンポジウムのコーディネーター な法学の雑誌として定評がある「法学セミナー」から、本学部 の立場にもある熊本大学の教員は、被災地の生の実情をいちば していくことです。研究者としての立場であり、被災者として 教訓を学び取り、問題点とその解決策をしっかりと社会に提示 翻って法学部として、私たち教員には何ができるかというこ そのような考えをまとめようとしていたとき、折よく代表的 必要な提言を行っていく社会的責任があると思います。

経験をお持ちです。

という話をいただきました。 武夫原会から、学部として講演会か何かの催し物をやらないか

うどそのときに地震が起きてしまったために任期を延長して、 話をしていただきたいと思っていたところでした。しかも村田 ている方でしたので、村田さんには学生の皆さんにぜひ一回お ちの方です。熊大法学部生の大先輩として私がいちばん尊敬し 集め、熊本県の持っている問題を解決しておられる手腕をお持 したが、以前から地味ながらまじめで誠実なお人柄で熊本県 熊本県の地震対応の陣頭指揮を執らざるを得なかったというご さんは、副知事の任期を数日後に終えようとされていた、ちょ 副知事として、県庁職員をはじめとして周りの人たちの尊敬を 信一さんは、地震の直前に武夫原会の会長に就任しておられま た。と申しますのも、この後、基調講演でお話しいただく村田 そのときに、きょうのシンポジウムの案がすぐに出てきまし

パ 当している大脇准教授と政治学を担当している鈴木教授にも 受け止めるかという答えを出す側として、法学部で行政法を担 て復興の邪魔をすることを実務家の立場で目の当たりにされて います。そのような問題点の指摘を受け、 にも助けられなかったり、あるいは制度があるばかりに、かえっ て積極的に被災者から相談を受けられ、現行制度では助けよう ネラーとして参加してもらいます。 パネラーとしてご参加いただく松村尚美さんは、弁護士とし われわれ教員はどう

ではないかと思います。 これからの私たちの研究に反映していくにはいちばんいい時期 ません。まだ生々しい地震の記憶が、 いる今、 地震発生直後の記憶は時がたつにつれ、だんだんと薄れかね 実務家のご経験から得られた問題をご指摘いただき、 私たちの頭 の中に残って

育っていくためのサポートを、これからいろいろな形でやって 立場で、見えないところで社会をしっかりと支え、社会が不可 れからも第二、第三の村田先輩がきっと出てきて、いろいろな そのような方がたくさんおられることを私は知っています。こ いこうと思います。 原会と協力しながら、学生の皆さんが善良で有為な人間として 欠と思うような人間が出てくると信じています。法学部は武夫 ます。村田さんをはじめとして同窓会の武夫原会の先輩方には、 につけ、この学部に脈々と流れている善良な人間の伝統を感じ 震災のときにボランティアとして働いていた諸 君を思い 、出す

がとうございました。(拍手 いこうと思います。今日のシンポジウムが熊本地震を経験した 待して、私からのご挨拶とさせていただきます。どうもあり れわれの将来進むべき方向性を確認できる機会になることを また、研究を通じて教員が培ってきた知見を社会に発信して

兀

ン ポジウムは先ほど法学部長より話がありましたとおり、 それでは、この後シンポジウムを始めていきます。 先に

> 村田信一さまより基調講演をいただき、その後、 休憩をはさん

になられました。現在は熊本空港ビルディング社長をお務 要職をご歴任ののち、昨年6月に熊本県副知事を最後にご退職 御卒業されて熊本県庁に入庁されました。熊本県庁では各種の **黌高校をご卒業ののち、熊本大学法文学部に入学され、その後** さまのご略歴を紹介申し上げます。村田信一様は熊本県立済 でパネルディスカッションに入ることになります。 基調講演を村田様にお願いいたします前に、まず簡単に村

それでは村田信一様、 よろしくお願いいたします。

いらっしゃいます。

村田

改めまして皆さま、こんにちは。ご紹介をいただきま

時間をいただきたいと思います。 きました。基調講演になるかどうか不安で恐縮ですが、少しお した村田です。ここに出るのが恥ずかしい程のご紹介をいただ

いま話がありましたように、私がこの大学を卒業したの

は四

ŋ もここではできずに、結局、とてつもなく寒い五高記念館であ 紛争が吹き荒れていました。今は耐震構造をして非常にきれい この建物も学生により封鎖され、中に入れない状態。入学試験 な建物になっていますが、当時は少し小ぶりの構造の建物で、 しゃらないころです。当時は全共闘時代と言われ、全国で大学 [年前の一九七三年です。学生の皆さんは当然生まれ 五高生が座ったであろう、 あの机、 椅子で試験を受けまし

和四四年、もう五〇年近く前になります。 た。「えらいところに来たなあ」と思いながら入学したの が昭

去年三月の知事選挙で副知事を退く予定でしたが、四月一四、 関わってきました。また、副知事を七年間務めることになり、 のときに水俣病にも関わることになり、通算一○年、 なりました。地獄の二カ月と呼んでいます。 した」と一生涯冗談を言ってやろうと、今日に至っています 大の試験がなかったときでした。「東大に行けずに熊大に来ま 同級生です。全国で大学紛争が激しいときで、後にも先にも東 一六日の熊本地震で約二か月間、地震の緊急対応を行うことに (笑)。卒業後、県庁に入り、いろいろな仕事をしました。 この会場には、本学の石橋先生がおみえですが、 中学時 部長 代の

だけでもありがたいと思います。 学んだ者がそういう仕事をしていることを、ご記憶いただける になり、いま本当に体が足りないような状況です。この学校で しています。実は、あのビルの国際線、 その後、空港ビルのほうにいますが、空港ビルも相当被災を 国内線を建て直すこと

相談されると、 す。今日の出席者の中で、お一人だけご紹介します。 ということですが、東京や大阪等あちこちに支部ができていま 思います。同窓会ですから卒業生の交流なり、親睦なりをする 長の神崎さんです。皆さんも東京に行かれるときはいろいろご ここで、武夫原会という同窓会の紹介を少ししておきたいと 面倒見のいい方ですよ(笑)。 東京の会

> した時点には、皆さんとまた関わりを持てればありがたいと思 校の今回の災害の寄付にも動いてもらっています。卒業されま 皆さん方からいただいたお金も含め、こういう機会に使わせて だきました。武夫原会という顔が全く見えない中で、皆さん方 ンポを法学部と武夫原会の共催により、初めて企画させていた いますので、よろしくお願いをいたします。 には終身会費を負担していただいています。そういう意味では、 ればということで、学部長先生と協議させていただき、このシ いただいています。また、会員は大学の基金への寄付とか、母 今回、同窓会活動の中で母校のために少しでもお手伝いにな

異なる判決が確定してしまうこともあります。 審の判断では全く逆の結論が出てしまうことがあるし、 だけれども、違う解釈ができる。裁判で争っても上級審と下級 行政に入り、裁判も数多く抱え込みました。法律は生き物で、 科で学んだときの反省点を一つお話ししたいと思います。実は らに、上訴することに政治の要素が入るときは、 同じ地裁レベルでも判断が異なったりすることがあります。 一八○度違う解釈ができます。文章でかっちり書いてあるよう 地震の話の前に学生の皆さんに、私が熊本大学法文学部法学 非常に困惑することが多々ありました。 現場では翻弄さ 同じ案件でも

説の解釈あたりを中心に勉強して、それを覚えるのがやっとだっ する中で、学生のころのことを振り返ってみると、多数説や诵 このように法律は固定的な無機質なものではないことを実感

込んだ法律の解釈を自由に頭の中で巡らせるといいのではない があります。皆さん方は勉強される際に、そういう意味での突っ をできれば、当時の答案なども違ったのではないかという反省 とは何かとか、青臭いことでも思考しながら、 法律の理念、もっと言うと哲学、 たなと思います。このことも大事ですが、 かと思い、老婆心ながらあえて申し上げました。 人生観、 もっと突っ込んで、 人間とは何か、 自分なりの解釈 真理

問

ころかと思います。 というと、緊急避難的な対応を臨機応変にやることが現実のと ませんが、どちらかというと特に発災直後は、 こそなれ、 ても被災する現実があります。 ということで、私の話がそれにピッタリ合うかどうかわかり さて、地震の話に入りたいと思います。法律あるい 無縁のものという感じがしてなりません。どちらか 備えあれば患いなしと言いますが、 法律は足かせに は政 備えて **以**策学

応変な緊急避難的な対応が求められました。 ば生活面を比べてみると、今回は水とガスが止まりましたが、 するわけではない。そういう災害の難しさの中で、 台風のときはどちらかというと電気が止まります。そういう意 は地震でしたが、これが台風となると、また違います。 また、災害の種類で、その被災の程度が全く異なります。 今回のことがイコール次の災害に、必ずしも完璧に符合 非常に臨機 例え

ることが多く、 そのような中で、 非常に沈むことが多々あります。 行政の側におりますと、 問題点を指摘され 行政の立場は

途中

と思います。 を慰める意味を込めて、ここでは褒めることをやってみようか わりとたたかれやすいものですから、自虐的というよりは自

成功例はまさに裏腹の関係にあると思います。いくつか事例 例としてうまくいった点を評価するやり方。そういうアプロ お話ししてみたいと思います。 回はできたから問題化しなかった。そういう意味で、 できなかったときは、それはまさに課題になります。 功した点を評価する。それをなぜ評価するかというと、 チから見てみるとどうなのか。良かった点、幸運だった点、成 題点を、 というのは、二つのアプローチがあります。一つは失敗 課題として表面化させるやり方。もう一つ は、 失敗例と 幸いに今 それ

県庁では災害対策本部を立ち上げました。一四日午後九時二六 は一五分後ぐらい、私は二九分後に本部に到着しており、 分に地震がありました。厳密ではないかもしれませんが、 るいは警察等々のホットラインもすでに出来上がっていますの 最初の仕事として大きいのは救急救命、まず命を救う。 警察、消防は日常から訓練が出来ています。 直後から一緒に動き出し、救急救命が動き出します。 県と自 自

ませんので、 ただ、災害対策本部は一○階です。エレベーター 「誰だ、 おかげで、運動ができ、 一○階に決めたのは」と思いながら一○階まで上 だいぶ痩せました が 7

時間で本部に駆けつけることができました。

のうのことのように覚えています。 り、ハアハア息を切らせながら本部に入っていったことを、

き

て、だんだんそれが飲み水の話に移っていきました。雰囲気の エゾンの方々。そういう人たちの雑踏の中、救急救命でいちば 病院に水を搬送する仕事を自衛隊にお願いしたことです。そし ん覚えているのは、人工透析は水を大量に使うということで、 例です。 本部室には、それぞれチームテーブルがあります。 医療、土木、農政等々、あるいは自衛隊、警察、 指揮、 消防のリ 福

おくことが大事だと思います。 ここも壊れました。拠点が使えなかった場合に、予備として、 ばならない状況になりました。それから、支援物資を集合させ が壊れたところは、どこか別の場所につくらなければいけませ ないかと思います。必ず輻輳する形で、 いくか。これは、成功例、失敗例から学ぶ裏腹の一つの例では 二次、三次の拠点をどうするか。それを臨機応変にどう移して る拠点として産業展示場グランメッセを想定していましたが、 者さんを搬送すべきところが、 ん。市役所が何カ所か壊れました。市民病院が壊れました。患 このような状態を裏腹に見てみると、拠点となるべきところ 入院患者を全部外に出さなけれ 予備の手順を準備して

がありました。

日間、 とがあると大変なエネルギーと時間を使うことになります。 は平常通りでしたが、閉鎖になったのは、一六日の本震から三 生活インフラの一日も早い復旧でした。空港は、一四日一五日 ました。われわれ執行部の緊急事態の動きを、できるだけ闊達 かりならない、電話をするな」というお達しが議会内で示され にしたいという配慮です。これも裏腹に考えると、そういうこ そういう中で、国が特に強力に動いたのが、交通インフラと 県議会でも、「当分の間は県の執行に対し、陳情や要請は つまり一六、一七、一八日だけが一便も飛びませんでし

れました。発災翌日の一五日には政府の本部も出来上がりまし

また、政府からも現地対策本部ということで多数の人が来ら

た。県と国の本部が出来上がり、

さらには市町村、

ボランティ

り込まれました。結果、国と県による一体感のある仕事ができ 私たちと人間関係、コミュニケーションのとれる方を大量に送 られた方は、熊本出身の方、もしくは熊本で勤務経験のある方。 ありました。非常にありがたかった。なおかつ、要員として来 その本部に来ておられたのが、国の本省の官房長はじめ、とて アの団体まで巻き込んで現実の動きをすることになるわけです。 つもないトップクラスの人たちでして、現地で判断する状況が

たという実感があります。

も、時期を見計らって現地の迷惑にならないようにという配慮 うことで、正直、私たちは助かりました。総理大臣の視察の際 察が必ずありますが、今回は政府自らがしばらく延期するとい には、東京から、あるいは各省庁の幹部や政治家の方の現地視 これもあまり言うと語弊があるかもしれませんが、 は違う、そういう思いもしたところです。

そして、次には避難所の問題が出てきました。

大変多くの方

間、

さらに、

がれきの撤去がそのうち始まりました。

今回

 \mathcal{O}

場合は非指定、 避難をされました。

つまり指定でないところの避難所もたくさん 指定避難所は準備してありますが、 と思います。 感になったと思います。あるコンビニは空輪でパンを搬送した 幹線が動いた、高速道路がつながった、このことは大変な安心 使えませんでしたので、 ということで、 を置いて出入りをしてもらいました。空の便がつながった、 採算度外視の大変コストの高いパンだったろう 屋外に敷いたブルーシートの上に荷物 新

しかし、一九日にはもう空の便が入ってきました。

ビル

は

うな話がありました。テレビを見ていての印象と現場の感覚で ういった現場指揮の有効性を大事にすることを象徴する出来事 よ」と議論になりましたが、それは結果的に無視しました。 が私のところに来てました。「それは天井のある屋内が怖い れを恐れて、最初は屋外に避難していました。震度七が二回、 でした。東日本大震災の東電原発事故のときも、それに似たよ ら。恐怖心の中、首に縄つけて引っ張れば大混乱が起こります 難させているのか。屋内に誘導すべし」という指示らしきもの テレビでそれを見ていた東京から、「どうして青空に、外に避 震度六、五が五回ありましたので、もう家の中にはいたくない。 避難とは皆さんもよくおわかりだと思いますが、多くの人が揺 そういった中で一つ、象徴的なトラブルがありました。 青空 そ か

> だんだん経ってくると、食糧だけでなく医療的な支援、 ように出てきました。 は生活環境の支援まで話が広がってきました。やることが山 ありました。 あるいは車中避難もたくさんありました。 時間が あるい

市役所の人あるいは役場の人がお世話をする係りになっている、 ある避難所を見られて、「避難者の方がお客さんになっている。 なりますよ」と指摘されたことが非常に印象深く残っています。

ある県から来ておられた方が、

「このままでは大変なことに

いう話があり、なるほどと思ったところです。 緒に動くような態勢をしないと大変なことになりますよ」と これではいかん。避難者の方の自治組織まではいかないでも、

はその配送、現地での配り方でした。これが一時期、 今回は関係なく九○万食をボンと送ることになりました。 現地がこういうものが欲しいといって送ってくるわけです 配送の仕組みが未整備の中で、様々な施策が交錯しながら一週 を生じさせていたことは事実で、大きな反省点です。 に送るという「プッシュ型支援」の政策をとりました。 また、今回は国が、ある意味一方的に九○万食の食糧を熊本 二週間と時が動いていきました。 現地で 相当混 問

迷惑施設と受け止められるため、 立法メートルという屋根をかぶせた大きな処分場です。 け南関町に廃棄物の処分場をつくる仕事をしました。 一〇年間、 相当苦労して、 四二万 やつ

137 (熊本法学140号 '17)

私は

れば、大きな課題となったはずです。たことはプラスの面として幸いでしたが、捨てるところがなけ設ではあるけれども、捨てるための社会インフラが備わってい設ではあるけれども、捨てるための社会インフラが備わっていり、地震に合わせてつくったような感じになりました。迷惑施り、地震に合わせてつくったような感じになりました。

も同じような問題があり、今後、このような課題に移行している人はいいですが、なかなか右から左にはいかない。東日本でには二年間しかいられないのが原則です。家がサッと建てられ設住宅から今度は本格住宅に移る時期がきます。仮設は基本的設た、生活をどのようにして立て直していくか。課題が、仮また、生活をどのようにして立て直していくか。課題が、仮

本当の情報があり、非常に怖いと思いました。

ライオンが逃げた」という情報が示したように、うその情報とた。大変有効な情報収集の手段であるとともに、「動物園からした。ネット社会での有効性と怖さを、今回の災害で知りました。ネット社会での有効性と怖さを、今回の災害で知りました。ネット社会での有効性と情さを、今回の災害で知りました。

は熊本の場合にはできませんでした。事実上、予算は確保するような法律をつくってほしいと要望したのですが、特別措置法日本大震災のときは特別措置法ができましたので、それと同じ七千億円程度ですが、今年度は初めて一兆円を超えました。東をどうするかということは大きな問題でした。県の予算は通常いろいろ申し上げましたが、何よりもお金です。財源の確保

ました。とのことで、法律ではなく予算確保のほうにわれわれは奔走し

ランダムに、論旨を絞り切れずに話して、申し訳ありません。 ランダムに、論旨を絞り切れずに話して、申し訳ありません。 そ前場の混乱の中で出たことをすべて反省あるいは検証する。 そ現場の混乱の中で出たことをすべて反省あるいは検証する。 そり割になると思います。熊本大学では災害に対する対応研究も かっておられるので、法学部におかれても、法学、行政学、政 やっておられるので、法学部におかれても、法学、行政学、政 かっておられるので、法学部におかれても、法学、行政学、政 が が は と思います。

本です。それと並行して公助、つまり行政なりの仕組みが出来事です。それと並行して公助、つまり行政なりの仕組みが出来りません。完璧な災害の防止はできません。私は今回の教訓で、りません。完璧な災害の防止はできません。私は今回の教訓で、自分に言い聞かせていることが一つあります。自助、共助、公自分に言い聞かせていることが一つあります。自助、共助、公自分に言い聞かせていることが一つあります。自助、共助、公自分に言い聞かせていることが一つあります。自助、共助、公自分に言い聞かせていることが一つあります。 私は今回の教訓で、大変な尽力をされたと同さん方も、体育館に避難された方々に、大変な尽力をされたと同さん方も、体育館に避難された方とに引き継いでいくことが、私たちにの地震を経験した同じ人人間は忘れる動物です。私たちはこの地震を経験した同じ人人間ということです。それと並行して公助、つまり行政なりの仕組みが出来事です。それと並行して公助、つまり行政なりの仕組みが出来事です。それと並行して公助、つまり行政なりの仕組みが出来する。

二~三年に卒業する学生はいいですよ」。「就職をよろしく」と 出ています。非常に積極的な学生の気質が育っています。この りするくらい動きがよかった。これまでに無い学内の一体感が 学長がおっしゃっていました。「大変なことを学生も経験 いう意味ですが(笑)、いいお買い得ですよ、ということをおっ 上がっていくことが大事だと、改めて思いました 域の方々から本当に感謝をされています。自分たちがびっく 実は、ほかの大学でも学生が一生懸命行動されました。

馬して大けがをした。「かわいそうに」。ところが、戦争が起こ ところが、馬が他の馬をたくさん連れて帰り、豊かな状態になっ ところが、馬が逃げた。「ああ、残念でしたね。かわいそうに」。 その馬を持っていたがゆえに、村人からはうらやましがられた。 た。「うわあ、すごいな」。ところが、その馬に息子が乗り、 地にいた年寄りの話です。駿馬、 万事塞翁が馬」です。人の世は万事塞翁が馬。中国の辺境の 村の若い人たちは全部徴兵され死んでしまった。息子だけ 大変に良い馬を持っていた。

> を表現していると聞いています。 ない。良いことが悪い結果につながるかもしれない。

ある

ます。 今度の地震も復旧、復興、あるいは今後の危機管理の中で活 ような地震を経験されました。今後の人生の中で大いに人のた していこうと思っています。皆さん方も死んでもおかしくない め、世のために活かしていただければありがたいと期待して いろいろな苦しいときもありますが、いつもこれを思います。

基調講演とさせていただきます。ご清聴、ありがとうございま の切り口にして、この後の専門の先生方に引き継ぎたいと思い、 しれません、ミスマッチだったかもしれませんが、以上、 法学的・政策学的に課題をとはならない基調講演だったかも

した。(拍手)

司 会

そろそろ時間になりますので、後半のパネルディスカッ

れたのだと思います。

最後に、私の座右の銘を紹介しておきたいと思います。

ゃっていました。それだけ皆さん方の経験を得難いものとさ

ションは、 ションを始めていきたいと思います。この後のパネルディスカッ 本学法学部の岡田行雄教授がコーディネーターを務

それでは、これよりパネルディスカッションを始めますが、 日 めます。 1のパネラーをご紹介させていただきます。 畄田 岡田と申します。本日はよろしくお願い申し上げます。

まず、先ほど基調講演をいただきました村田信一さまです。

どこで、どんなことが起こってもおかしくない、ということを 表すそうです。また、悪いことが良い結果につながるかもしれ そのような流れを表す「人間万事塞翁が馬」。 これはいつ、

争に行かずに助かった。

す。(白手)された方々から多くの相談を受けてこられた松村尚美弁護士でされた方々から多くの相談を受けてこられた松村尚美弁護士で続きまして熊本県弁護士会所属で、熊本地震発生以来、被災

続きまして本学部で行政法担当の大脇成昭准教授です。(拍

最後は本学部で政治学担当鈴木桂樹教授です。(拍手)最後は本学部で政治学担当鈴木桂樹教授です。(拍手)

がすぐに「これは大変なことになった。避難所が大変なことにい者に関する感覚の鋭い弁護士がいるわけですが、その人たち四年前から務めています。地震が起きたときに、高齢者・障がにます。地震が起きたときに、高齢者・障が は本県弁護士会は小委員会がたくさんあります。その中で

くることになったということです。ていった経緯があります。それで、私がこういうところに出てていった経緯があります。それで、私がこういうところに出てのな地震の相談会の責任者になり、いろいろな相談会を開催し動きが早かったと言えます。結果的に委員長である私がいろいなっているだろう」と敏感に察するわけです。そういう意味で、なっているだろう」と敏感に察するわけです。そういう意味で、

析した結果が、昨年末に八月分までが出て、今の件数がわかっりません。そこで分析を日弁連にお願いしました。日弁連で分した。熊本県の弁護士がどこかの出張相談、電話相談に入っていまらた。熊本県の弁護士がどこかの出張相談、電話相談に入っていまられこそ四月から八月ぐらいまでは、多いときで週に八○人か相談内容についてですが、相談は現地の弁護士が受けます。

その内容によっていると思ってください。

これは行政にお願いできないだろうか。こういう相談です。

.起きる前から仲が悪かったお隣さん同士が解決できない は今も根深く続いています。根深くなっているとは、

地 0)

「前々からいやだったのですが、あの人が意地悪でい

てきたということです。

がどこにいるかわかりません」。そのような不動産賃貸借関係 対応です。「家が壊れたのだけど、私の家はどうしたらいいの かなければいけませんか」「家が壊れたのだけれど、 ですか」「家が壊れたのだけど、修理はどうしたらいいですか_ 家が壊れて住めなくて、出ていけと言われたけれど、出てい 相談は今もあります。 関係です。お配りした弁護士会ニュース第二号に書いてある その分析結果を改めて見てみると、多かったのは不動産賃貸 大家さん

す。これを何とかしたいけれど、どうしたらいいでしょうか」。 このままだとつぶれそうです。どうしたらいいでしょうか」。 私の家の車を壊しました。どうすればいいでしょうか」「お隣 は法学部の皆さんが多いのでピンとこられると思いますが、工 あと「私の家の壁が、道路にはみ出して倒れそうになっていま 作物責任、相隣関係ですね。要は「お隣の屋根が壊れて、 家の壁が壊れて、私の家の壁のほうに寄りかかっています。 その次に多いものが工作物責任と相隣関係の責任です。 ر ح ل ح 瓦が

> 責任と相隣関係です。 んですよね」と言っていて残っていくのですね。

これが

Ĭ

ところに、さらに四千万円のローンはできません。どうしたら ンを組まないといけない。そうすると残ローンが二千万円 は残っている。新しく家を建てようと思ったら、もう一回 たままの家が壊れてしまい、もう住めなくなった。でも かれたと思いますが、二重ローンの問題です。「ローンを抱え 住宅ローンの支払いも、 もちろんあります。皆さん、 D 1 口

ししましたが、発災直後は保険屋さん、 ころで何ですが、罹災証明の話、支援金の話、 と行政対応の問題が多いです。隣に村田さんがいらっしゃると いなど、そういう話が多いです。罹災証明は先ほども少し するしかないというところで説明しています。あとは公的支援 イドラインが入っていると思います。基本的には、それで対応 いいでしょうか」。この問題も大変多いです。 |重ローンの問題は弁護士会ニュース三号に、被災ローンガ 地震保険関係の方 行政の対応 クが

で、「うーん、全壊」「うーん、半壊」とかいって、お金をボ さんのところを回ります。そうすると建築士がいない、 ボン出していきます。 がいない。そういう中で保険屋さんはお金がいくらでもあるの

本県のタクシーを貸し切り、建築士と保険屋さんを乗せてお客 バーッと動かれたのですね。彼らはお金を持っていますから能

つまでも撤去してくれないんですよね」。「撤去の工事に入った (相手の家の敷地に) 入れなくなって撤去できな それを踏まえた後に、

今度はおっとり刀で行政が出てくるわ

ありません」「家は水平になっている、壁は倒れていない。で 建物だけを見ることになっていて地盤は入れないことになって そうすると被災した方々が「おかしい」と言って私たちのとこ と言われた家が「いやいや、一部損壊」ということになります。 被害だとこのような判断だよ」と、いろいろ知識を植え付けら 入っていきます。 けです。建築士は保険屋にとられているから、行政マンが大勢 いました。地盤にどれだけ亀裂が入っていても、「これは関係 ろに駆け込まれる。もしくは、最初のころは罹災証明の判定に、 れてきています。行政マンは慎重に判断しますから、「全壊」 行政マンは素人知識の中で、「このくらい 0

たです。これが相談内容の主なところになります。 慰金って何ですか」「貸付金は何でしょうか」という話も多かっ あとは単純に「支援金はいくらもらえるのですか」「災害弔

ぞって東日本にも応援に行く。

価が変わっていきます。

た。これが後で益城や南阿蘇では、地盤を入れてくれるから評 とかやってみて」。このようなことで一部損壊になっていまし は一部損壊です。おたくの庭に亀裂が入っているのは自分で何

ジに書いてあっても、 ます。おおよそ困りそうなものについての概要が書いてありま いま私がお話ししたような、 日発行、 それから、日弁連と県弁護士会です。ニュース一号は四月二 発災直後は住民の方にこれを配っても、そんな細かいペー つまり発災から一週間で発行しています。そこには 見る余裕がないわ、という感じで全く見 地震に関する法律が網羅されてい

> が浸透してきて、現在もその一号は人気があり、「一号はな はいい」ということで活用くださいました。市民の方にもそれ のですか」と言われます。 向きもしなかったのですが、行政の方と相談員の方は、

災害弁に入れてしまう。東日本が起きたらば、これ幸いという けてきました。あっちで山崩れがあれば、そこにいる弁護士を 対応する弁護士の連合会をつくろうといって、営々と活動を続 に関わった弁護士たち、災害弁護士といっていますが、災害に はさすが弁護士会、さすが法律の専門家、よく知っている」と ことで、「おまえら、全員入れ」。かつ災害弁の連中が、全員こ つかまえてきて災害弁に入れてしまう。こっちで台風があれば にありました。この前二二年の報道がありましたが、あのとき いうことではありません。これは阪神・淡路大震災が二二年前 そこにたくさん情報が書いてありますが、「熊本県弁護士

を見て、初めて勉強したところがあります。当然われわれも発 発災して二~三日後に日弁連から送ってきました。「こんな内 に改編してつくれ」と言ってくださいました。われわれもそれ 容のものもつくられている。これを熊本県弁護士会が熊本県田 ていきました。その集大成がその一号です。だからその一号は 弁護士会の内部では災害弁という人たちが営々と知識を積み重 ねていきました。あれが必要、これが必要ということをつくっ こうやって、災害の記憶は二二年で風化していくのです

災直後、 知りませんでした。 罹災証明が何かは知りませんでした。 応急判定が何か

わ

が出てくる、これを弁護士は相談の現場でいち早くキャッチし 災害の際には必ず法律の不備が出てくる、そこで困ってくる人 ものは何か、ということを頭に置いて動いていました。 ない。このことを災害弁、日弁連から言われていました。 て、「これを直してくれ」という提言を国に出さなくてはいけ そうやってできてきたところで日弁連の災害弁の方々から、 われわれは当初から足りないところは何か、提言できる

ます。

までは、資力に関係なしに熊本にいたということだけでい したが、熊本地震の発災後から一年間、 ない方々に対しては国が援助しますという、 スを聞いたことがあるということを信じたいのですが、お金の 話をしました。結果、いまどうなっているかというと、法テラ 法律が変わろうとしていたので、これを早くやってくれという 度があります。これは、従来まではお金がない方のみが対象で その結果、県弁、日弁連そろって提言を出します。このころ、 つまり次の四月一三日 法テラスという制

> 整理ができればいいのですが、そうでないと破産という方法に にして、債権者が取っていけないようにしておこうとしました。 止のものは維持できます。だから義援金などは差し押さえ禁止 私財を吐き出さなければいけません。そのときに差し押さえ禁 なります。破産する場合にはいろいろなお金を取っていかれて、 ローンの方々は、今後ガイドラインが使えて、うまいこと債 ガイドラインの中でも、これは持っていていいことになって れるかもしれませんが、二重ローンと関係してきます。

例えば(県職員だった)村田さんが知っているかというと、そ 実際、そこの認定員の中に弁護士を入れてもらえたのが、 出しました。「現地の災害認定員は現地の人がやるべきだ。 はピンときませんよね。これではだめだ、ということで声 れは知らないです。益城町の惣領で、こういうところに住んで るのですが、例えば益城町の方が亡くなって益城町の事情を、 お願いしようとしていました。これは県にもい つ、そこに法律専門家を入れてくれ」というものです。これ いて、こんなことがあり、と村田さんに言われても、村田さん 次に、災害関連死の方の認定に対し、これを各市町村は県に まお願 いしてい

です。 すが、生活保護世帯は少しお金が入ると一部収入に入れられて 次に、生活保護世帯の方々に義援金が行くようにということ 生活保護のことを法律家の方に多少勉強してほしいので

し押さえ禁止にしてくれ、という声明を出しました。一般の方々

その次に義援金が出てくるのはわかっていました。これを差

に関係あろうが、なかろうが、法律相談は無料となっています。 ています。だから「熊本県に住んでいました」と言えば、 当時熊本県に住んでいた方は全員無料にしようということになっ

は実現しました。

にはピンとこなくて、「それは何の意味があるのですか」と思

143 (熊本法学140号 '17)

うと、保護費は五万円減らされます。 もらっている。家族の誰かが働いて五万円の収入があったとい その分、保護費を削られていきます。例えば生活保護を十万円

を切られています。 す。「お金が入ってきたからいいでしょう」。水俣病のときには 蒲島県知事が何とかしようとしてくださったのですが、 お金が入ってくると、同じような形で生活保護が打ち切られま うん」と言わなかったので、一時所得認定をされ、生活保護 先ほど水俣病の話をされましたが、水俣病の原告の方たちに 国が

ない。こういう方々は義援金の二百万、三百万円は使えたかも が壊れたので建て直さなければいけない、もしくはアパートを ば、国は収入認定しません、という制度です。「これをやって 円をこうこう、こういうことに使いました」と計画立てて出せ 従前からあります。例えば二百万円が入ってきたら、一二百万 使い道を明確にするならば収入認定をしない、そういう方法が を応用されているだけじゃないか。お金が入ってきて、お金の とも言いようがないです。すごく中途半端で、従来あった制度 しれません。しかし、 借り直さなければいけない、家財を全部買い直さなければいけ ください、これを周知徹底してください」にとどまっています。 れをしないでくれということをお願いしたのですが、これは何 例えば、生活保護の方が一戸建ての家に住んでいた。その家 今回の義援金も同じことになることは明らかだったので、 古いアパートに住んでいて半壊だったけ ح

> くれということになります。そこで、こういうこともしないで もいったん廃止になり、そのお金を使い切ったらもう一回来て ました。そういう方々は買い直しても五万、十万円です。 すると義援金、支援金の何百万円かが残ってしまう。生活保護 れど、出なければいけなくなり、家財全部持ち出して引っ越し くれという話をしたけれど、うまくいきませんでした。

そのほか、われわれがやった提言の一つは仮設入居です。

す。半壊の方もいろいろな事情があり、取り壊さざるを得ない ました。支援金制度の中に、半壊の方が解体したならば全壊と れました。ここはありがたかった。しかし、行政は頭が固いと ともとは全壊と大規模半壊までしかだめだったのですが、 方については、取り壊したら全壊と同じように扱ってお金を出 壊と大規模半壊の方には、それぞれ支援金がそのレベルで出 同じように扱って支援金が出ます、というものがあります。 いうか……、ごめんなさい(笑)。頭、カッチカチだなと思 は地盤がやられているので半壊までいいよ、と行政は緩めてく しましょう、という制度があります。

ません」。このように最初言っていました。これはおかしいよ すが、「半壊の方は壊してください。壊さないと仮設には入れ 壊だけではなく、半壊の方も入れます」。そこまではい いいのですが、そこをリンクさせてしまう。「全壊と大規模半 仮設入居条件は、全くリンクしていないので切り離して考えて これを仮設入居要件にもってきてしまいました。罹災証明と

W ね、 ないのに、なぜリンクさせているの という話をしていました。そこは法律的に全然リンクして

れど、ここはあまり周知されていません。 そこの「ただし」のところをみんなに周知してくれと言ったけ くださいました。それならそれでいいや、と言ったのですが、 解体したかどうかの確認はいたしません」と実務上、対応して 解体します』という誓約書を書いていただきます。 政側もだんだんそこを聞いてくださり、「半壊の方々には れわれのことを聞いてくださったのかはわからないけれど、 しかし、

う感じがします。

なら困ると思っています。しかし、こういうのも少しずつ変わっ 約書を書いた人はいないだろうか。そこを知っていて解体して ています。 いるのならいいけれど、知らなくてしようがないと解体するの ます。この中に仮設入居のために、「解体します」という誓 今われわれが心配しているのは、いま解体がどんどん進んで

で被災マンション法というものがあります。 なければだめという法律の立て付けです。こんなことをしてい れていますが、これを建て直すというと、 あります。これも去年10月から適用になっています。 あとは被災マンション法といって、マンションがたくさん壊 マンションが壊れそうなのにやっていられないというの 住民の全員が同意し 少し要件を緩和し

0

破産するしかありません。しかし法人化していますから、法人

こんな感じで弁護士会としては提案してきました。 弁護士も自分の業務をしながら相談に行き、 しかし不 現場

そろわないと交付できないということがあります。 けれど。グループ補助金もいろいろと条件があるから、

部損

は復興基金でやると言っていますが、どこまでやるのかなと ありません。それから、地盤の被害の支援がありません。 難所や仮設などに障がい者・高齢者への配慮が入ることは全く せん。法制度に関する問題としていま私が思っているのは、 を見て言っているだけなので、なかなか提言までまとめきれ

した。あのころは水が出てなかったので、水も使えない、でも なった。そこは機材を新しくしたばかりでローンが残っていま かないのだろうか、残ったローンはどうすればいいですか。 ローンは残っている。その方は40代でしたが、仕事を変えるし に阿蘇で相談を受けた方は、お豆腐屋さんで機材が全部だめに のですが、使えない方に対しては何もありません。 あと、法人の被害の支援でグループ補助金が使える方は ローンをどうするというのは法律上ありません。そうすると 最初 13

ことでだめになっていくのですね。この方が、グループ補 そうすると老舗の百年ほど続けてきた豆腐屋さんが、そういう せん。そうすると目をつむって、会社はそのまま残して破産す ができたかどうかわからないけれど、グループが使えれば るかどうかですね。そういうアドバイスしかできなくなります。 破産は手間とお金がすごくかかり、それほど簡単ではありま

ると思います。 半壊の支援はありません。ここは皆さんもわかっていらっしゃ

当然入れません。 いろいろなところに敷居の段差がありますから、車椅子の方は サッシなので、開けると風がバンと入ってきて寒いそうです。 います。二重窓になっていますが、入り口は一重の立て付けの で話していても、お隣の声が聞こえる。そして、寒いとおっしゃ えるらしいです。どうも床が全部通っているらしい。小さい声 ていました。また、足音は比較的聞こえないけれど、声が聞こ 間が空いているらしく、風がピューピュー入ってくるとおっしゃっ うすると、少し体の悪い高齢者はお風呂に入れません。かつ隙 は浴槽まで六○センチぐらい高いとおっしゃっていました。そ もしれませんけれども、高齢者や障がい者もいますが、お風呂 それから、仮設住宅の環境の劣悪さです。仮設は増やせるか

ている。かつ、その中身をどのようにしろとは書いてないから で七〇万円ぐらいだそうです。これは何なの、という話をして きれいです。どのくらい工事費に差があるのかと聞くと、追加 すごい重度障がいの方でも住めると言っています。ものすごく がい者用のとてもいいものをつくってくれました。あれはもの います。この前ワアワア言っていたのが、益城町かどこかで障 設の予算をポンと入れてある。最大条件で恐らく業者は落とし いたら、そこにいた大阪の弁護士が、「恐らく災対法の中に仮 こういうプレハブを建てるのに予算を六百万円ぐらいかけて

> ばん高いほうの基準でたぶん落としている。」 最悪の簡素ないちばん安くできるものを、災対法の規定のいち

災対法の中には高齢者や障がい者に対する配慮は入っていませ 結果、業者は安いものを高く売ろうということにいってしまう。 てきた結果、災対法で予算をこれだけ出しますよと言ってきた だね」とおっしゃいます。これは結局、「急げ、急げ」でやっ だと訴えてきても、熊本でも全く同じことを繰り返しているの 設を見た方は、阪神の方も東日本の方も「全然変わらないのだ ね」。「どれだけ阪神で、東日本で、仮設はこんなふうに困るの んから、そこは無視していくという結果なのだと思います。 結局、これも法律によるものだとおっしゃいます。 だか

とかも入っているみたい。布団は別費用です」と言ってお金を 多いです。すごく多いです。「公費解体をお願いしたのに追加 持っていかれる。 部つぶれているから、 費用を請求されました。払わなければいけないのでしょうか」。 か」と言うと、「そうですか」と帰っていかれる。「おたくは全 か」と聞くと、「普通の人よりも多いそうです」と言われた。 「普通の人より多いのですか、払わないでいいのではないです 屋根瓦が少し多いそうです」と言われます。「どう多いのです 何で追加がくるのですか」と聞くと、「量が多いそうです」 また、皆さんもご存じのように悪質な解体業者、修理業者が 中の家財は取り出せていませんね。布団

の」と書いてあります。ここがなければ熊本地震にも使えたの

こういうところを本当は政策提言をしたいと

弁護士会は県や市と何回も話し合いの機会を

っていました。

これは県や市から、

話し合いを持たせてくれ

頭

わ

、ます。 と思います。 実は、

改めて復興庁や特措法を見ると、

明確に「東日本大震災のため

本当はこういうものを、全部特措法で解決してほしかっ

しかし、大学の先生は違います。

純粋に学問的に

「これ

のに追加費用を払って解体してもらう。こういうことが横行し らった。だから被災者は帰られたくないです。そこで、「もう です。これも行政で、 ています。この話は珍しいことではなく、どこでも聞かれる話 いです、 払います。今やってください」となり、公費解体な 何とか目配りができないものかと思 いま

ころ、こういった制度です。 ろと言ってくる。二年後に仮設を出ていってくださいね、となっ もかしこも保証人を付けろ、 す。では、保証人に誰がなりますか。今どき保証人なしという られないから賃貸に移ります。賃貸に移るには保証人が要りま たときに、保証人がいない人は出られません。しかし、今のと 保証人を付けなくて入れてくれる業者は二つか三つです。どこ ところはありそうですが、ありません。聞くと端的に言って、 います。長年戸建てで住んでいた高齢者が、いまさら家は建て 齢者の方や一人暮らしの方が多く、そして身寄りの それから、 今後二年後に仮設を出ていかれます 保証金入れろ、連帯保証人を付け が、 ない 圧倒 的に 方も

> と言われました。弁護士会が相談会をやっているから、 相

聞

とそれは勘弁してくれ」と言わざるを得ない。県や市もがっか 弁護士会は県や市から「この法律解釈はこれでいいか」と聞か ら「弁護士会としてはこうです」なんて言えないです。「ちょっ れても、 ○人の弁護士それぞれが違う見解を持っているからです。 いたことをわれわれに教えてくれということでした。 われわれ 弁護士会の意見としては言えません。なぜなら、 (県や市の職員)も相談したいという話でした

りして帰られることがありました。

思いました。「そうか。国や県に対し政策提言、 の意向に従って、AにもBにも解釈していきます。 た、一つの法律がAにもBにも解釈できる。われわれは依 家です。われわれ弁護士は民間人です。依頼者のために、それ 提示できるのは大学だったのだ」。大学の先生方であれば専門 に従って法律を解釈していきます。 この前この話をいただき、学部長と岡田先生と話したときに 先ほど村田さんがおっしゃっ 法律の解釈

私は熊大ローの出身でありなが 147

と思います。と思います。と思います。と思います。と思います。なのに行政も弁護士会も、そこには思いが至らずに、います。なのに行政も弁護士会も、そこには思いが至らずに、かんなにどうしようと言っている。これは非常にもったいないと思います。と思いましていて、「ああ、そうだ。ここに専門家がいた」と思いまししていて、「ああ、そうだ。ここに専門家がいた」と思いまし

先ほど、熊大の避難者の話も聞きました。いろいろな言葉で先ほど、熊大の避難者の話も聞きました。いろいろな言葉でいるよ。あそこに同田先生がいるよ。あそこに両田先生がいるよ。あそこに同田先生がいるよ。あそこに同田先生がいるよ。あそこに同田先生がいるよ。あることに、「すごい、熊大」と言われるようにならないといけないとに、「すごい、熊大」と言われるようにならないといけないとに、「すごい、熊大」と言われるようにならないといけないとに、「すごい、熊大」と言われるようにならないのよっとに表生がいるよ。あそこに大脇先生がいるいるよ。あそこに大脇先生がいるよ。あそこに大脇先生がいるよ。あるこに大脇先生がいるように大脇大の避難者の話も聞きました。いろいろな言葉で先ほど、熊大の避難者の話も聞きました。いろいろな言葉でたら聞いてくればいいじゃないか。行政法だよ」。

(Alex)の政策提言は、これまで日弁連も弁護士会がすべきだと言って政策という、まないました。少し長くなり、すみません。いや、われわれではない。これはもっとアカデミックな専門家とましたが、実際、自分が被災して行政と話してみて、「いや政策提言は、これまで日弁連も弁護士会がすべきだと言って

授、よろしくお願いいたします。 岡田 ありがとうございました。では、続きまして大脇准教

大脇 大脇です。私は村田さん、松村さんの現場に密着したた路 大脇です。私は村田さん、松村さんの現場に密着した。その話を聞きながら、ひたすら「なるほどな」と思いました。その話を聞きながら、ひたすら「なるほどな」と思いました。その

大地震が起きると、巷でよく言われるのが、「こういうときた地震が起きると、巷でよく言われるのが、「こういうときまでの話を聞いていただいてもわかると思いますが、「法律はまでの話を聞いていただいてもわかると思いますが、「法律はまでの話を聞いていただいてもわかると思いますが、「法律はまでの話を聞いていただいである。」そういう話をよく聞きまけ、時に現役の法学部生が多数来ているので言いたいのは、そういうときこそ「脱法律論的」な考え方に逃げたらダメということです。逃げずに、法律家は法律をきちんと「使い」、社会のベネフィットを増すようにしないといけないと申し上げたいのです。災害は一口に捉えると、法律などは関係なくなるようのです。災害は一口に捉えると、法律などは関係なくなるようなことを言われますが、段階があります。きょうの村田さんのご講演は、見事にその流れに沿ってお話をいただいたので非常にわかりやすかったと思います。

逃げたら、今度は食料が要る、毛布が要る、というモノを提供いけないのが第一段階。次はひと通り、皆さんが避難所とかにといけない。行政から見ると、救助という役務を提供しないと地震が起きて、とにかく逃げないといけない、人を助けない

そこまで期待しないでいただきたいということが一つ。

です。それでいちいち法律の悪口を言ってほしくない、という

が私の言い分であります。それはちょっとお門違いであり

で行政のツールが変化してくるわけです。 といけないというのが第三段階。 度は生活再建。家を直しましょうとか、 しないといけないのが第二段階。 役務、 ずっと落ち着いてくると、 モノ、 経済的な支援をしない お金、この順番 今

考えにくいのですが、 りありません。救助活動をするのに法律が足かせになることは なってくるわけです。 実は、いちばん最初の段階では、法律が邪魔することはあま 災害の段階が後ろにいくほど法律の話に

す。

う。

がフィットしない、機能しないというのは、ある意味当たり前 わけです。だから、起こるたびに法律の事前につくった仕組み どうしてか。法律が古いからじゃないかと言われます。 びにフィットしていない、役に立たない、実情に合っていない。 ないところでは違います。真夏なのか、真冬なのかで全然違う てきます。地震と台風は違います。地震でも都市部と、そうで かないという話は、あらゆるところで聞くわけです。災害のた っしゃったとおり、災害は起こる態様によって問題が全く違っ しかし、私の考えによると、古いからではなく、村田さんが

平じゃないかということです。

「私は家を持てるほどお金はないけど、

頑張って税金を払

うで、家が壊れると直さなければいけない。そこでどうしましょ 今日一つだけ例を挙げると住宅の再建です。どんな災害でもそ 類型化して共通した問題が後ろの段階になると出てきます。 そしてもう一つ、とはいえ、災害が何回も起きると、だいた 行政、何とかしてください。これは明らかに法律の問題で

13

その人の財産になる、その人の子、孫に相続されていく。 たお金を、家を持っている人に家をつくり直すためにあげる、 ります、何が何でもやる。しかし、「私の家がつぶれたんです。 なぜかというと、税金はみんなのカネだから、みんなから集め 直してもらえませんか」。これは国の見解で言うと絶対にだめ。 インフラも直します。これは災対法にも書いてあり、即座にや を税金で直すことは、実はタブーです。道路は直します、 ところが、ここに大きな壁が立ちはだかります。 人のおうち

も、いずれも五〇年以上前の法律です。これがどうもうまくい 害救助法、これは災害法制の二本柱です。災対法も災害救助法

では、法律は何が関係あるのか。

例えば災害対策基本法、

災

という話です。これが税金は、 ていますよ。それが家を持っているなんていう、 これは意外と新しく、 ス第一号の表に、被災者生活再建支援法という法律があります。 産を形成するのになぜ使われるのですか。 いう大きな壁としてあったわけです。 ところが、先ほど松村さんが説明なさっていた県弁護士会ニュー 一九九八年につくられています。 個人の財産形成には使えないと 冗談じゃないです。 豊かな人の財 言で

これは非常に大きな進歩です。 ます。住宅再建するときに、最大三百万円が税金から出ます。 百万円と右側のボックスの二百万円を足すと最大のお金になり 言うと、この表は非常にわかりやすいのですが、左の多いほう

ういうことになるのですね ないじゃないか。何なんだ、これは。やはり法律はだめだ。う これは批判の的になります。三百万円で家が建て直せるわけが い続け、市が独自に税金を出しました。その後、阪神・淡路大 島原市長が、「絶対これに税金を投入しないとおかしい」と言 四年前に雲仙普賢岳の噴火がありました。雲仙普賢岳のときに たかというと、三年前に阪神・淡路大震災があり、さらにその るさいことを言って何の役にも立たない、助けてくれない。そ をつくり、お金を出せるようになりました。ただ、今また当然 震災でますますそのことがクローズアップされ、とうとう法律 この法律は一九九八年にできています。なぜ、このときでき

の成果です。

しまうわけです。だから、どこかで線引きをしないといけない。 起きたときに、どれだけお金を出しても税金が足りなくなって わいそうだから青天井で出します。二千五百万円出します」と を無視すれば、「いや、非常時だから、しようがないから、 なります。これをやってしまうと、直後にもっと大きい災害が いう用途はだめというのは基本的な原理としてあります。これ ただ、ここからが法律屋の考えるべきところで、税金にそう この法律をどうするか、ということが今の課題としてあ

るわけです。

苦労して、村田さんがおっしゃったように理念、哲学がちゃん 切った行政の措置を少しずつやってきた成果が、今この法律と たからです。その成果がそこに表れているのは、やはり法律学 と組み込まれた法解釈をして、杓子定規な解釈を乗り越えてき して結実しているわけです。それはたぶん役所の方々が本当に 法律学的に考えると、ここまで進歩してきたのも、 実は思

税金を出せるのかについて、いくつか理由を考えてみましょう。 この延長上にその思考が出てきます。そこで、なぜ住宅再建に られているのかを、日ごろから法学部で学ぶようなことですね じめに考える必要があります。この法律がどういう理念でつく り法律学です。さしあたり、なぜ税金をここに出せるかを、ま そこで、それを乗り越えるためのロジックを学ぶのも、 ①住宅が壊れたまま人が戻ってこなかったら、コミュニティ

だから出せる。 話よりも、公益実現というもっとワイドな視点にかなっている。 ごく大きな公益です。個人の財産にカネを出すなという小さい ぎわいがより早く戻り、経済活動も復活します。それはものす が復活せず、街が死んでしまいます。だったら税金を入れ、人 の家の再建に手を貸し、そこに人が戻ってきたほうが、街のに

を見てみると、仮設住宅一戸当たりにいくらかかっているかと ②効率性の面で見てもそうです。東日本大震災のデータなど あります。

個人が自分の家を建てるときのローンを組んだら

③あるいは、もっとそもそもの話をすると、

住

宅ローン減税

最後に壊す、片付ける。全部で約七百万円かかります。 値段です。用地を取得する、建てる、ランニングコストを払う、 よると百二十万円程度と書いてありますが、 いうと、実は約七百万円かかっています。国のガイドラインに それは建物本体の

0

成り立ちます。 の方が税金の使い方として正しくないですか、という考え方は 万円です。実は家の再建をする方が単純計算で安いのです。そ いくらかかるのでしょうか。とある数字によると平均二千五百 算すると、現実に三千七百万円かかっています。家の再建には 戸当たりは約三千万円かかるといわれています。単純に足し 仮設住宅を出た後に入居することが予定される災害復興住宅

税金を差し引いてあげます、というものです。 個人に対し財産形成に出すことは、さほどタブー視するような 給付するのと同じ効果があります。それができるなら、 るのですよ。これは家を建てようとする人に対し、 ことではありません。 はい、あなたがおうちを建てるための補助金です」と現金を 成するために、本来、国に納めるべき税金をまけてあげてい ませんが、冷静に考えてみてください。個人が自分の財産を 誰も問題視して 国が現金を 現金を

にもっと税金を出していいのではないですか、 このようなことをあれこれ考えていったら、 やはり住宅再建 という提言がよ

ました。

らだめというのは、例えばそういう面で言えるのではない てくるわけです。そういう意味で、脱法律的思考に絶対逃げた うやくできるということです。それはやはり法律学の思考以外 いうのが、私が言いたかったことです。以上です。 何物でもないですし、それが災害に対する社会の備えになっ

ご回答いただければと思います。よろしくお願いします。 これまでのパネラーから提起された問題に対して可能な限 政治学研究を通して得られた知見に基づく問題提起、 岡田 ありがとうございました。それでは、 次に鈴木教授に、 あるいは

くまま、 題」を考えなさいということでした。主にこれについて思 たことを発言させていただきます。事前にいただいた宿題 をやっているので、脱法律学の立場から(笑)、い - 熊本地震の被災者及び政治学の研究者として感じた行政の課 鈴木 申し上げます。 鈴木と申します。よろしくお願いします。 私は政 くつか思っ

レビのニュース番組を見ていたら、 あるいは衝かれる自然現象はありません。 てしまいました。日常が切断され、 てきて、「これはいったい何だ」と思う間もなく時間が止まっ 地震は皆さんも経験されたと思いますが、これほど虚を衝く、 非日常の世界では日ごろわれわれが「あって当然. 突然、 非日常の世界に放り込まれ 四月一四 頭の上から本が 日の夜、 151 (熊本法学140号 '17)

ということです。 思い込んでいる物事が、ことごとく機能しなくなってしまいま 早い話が、電気はつかない、ガスが出ない、 水が出ない、

地方関係のこれまでの展開と現状を見てみたいと思います。 そういう視点でもって、ここでは行政、 つまり、平時には表面化してこなかった矛盾や問題が、地震と の前からあった問題かもしれないと考えるようになりました。 のを見聞きするなかで、少し見方を変えれば、 地震のせいですが、時間が経つにつれ、あるいはいろいろなも いう非日常を契機として顕在化したと捉えられないだろうか。 それは地震です。 その前提として振り返ってみればという話ですが、 これはいったい何が原因か、誰が悪いのか、 地震がすべて悪いのです」となる。確かに 特に地方自治や、 と問われ 実はこれは地震 一九九〇 n ば

になる。象徴的だと思います。 れは明治の地方制度からずっと続いてきた、シャウプ勧告によっ ています。地方分権推進法、地方分権一括法、 形となって表れてきた時代であったと思います。先ほど大脇先 年代、特に半ば以降は地方分権が非常に強調され、 ても廃止されることがなかった「機関委任事務」、これが廃止 権改革推進法といったものが成立してきます。それに伴い、こ 生も他のパネラーの方も言及されたような法改正などが出てき あるいは地方分 ある程度、

新しい知見が入ってきました。 それと同時に九○年代以降、 行政の組織や運営についても、 新しい公共経営NPM (New

> ごろやっている組織活動を良くしていこう。こうした流れが定 システムも刷新をされていく。今ではすっかり定着しましたが、 間の発想を取り入れていきましょうというもの。あるいは評価 PDCA (Plan・Do・Check・Action) のサイクルを回し、日 Public Management) という考え方で、公共経営、行政にも

着してきました。

この中で、確かに災害対策一つとってみても、

地方のイニシ

ているわけです。 で改正、あるいは制定されていく。そういったところにも表れ 正になっています。これは全国知事会の提言を受けるような形 た一九九八年の被災者生活再建支援法ですが、二〇〇四年に改 アティブがしばしば発揮されてきました。先ほど話題に出まし

ランダムに三点ほど申し上げます。 制度をめぐる動向自体に何か問題があるのか、ないのか。アト から見た場合に、九〇年代以降に展開してきた地方自治や地方 では、先ほども言いましたように、震災という非日常の経験

較的災害にも対応しました。しかし、宮城県の石巻市では、 ときに論点として出てきていますが、この大合併が震災という す。それまで基礎自治体は三千ぐらいありましたが、いま現在 たのだろうか。東日本のときには岩手県宮古市では、これは比 非常事態に対し有効だったのだろうか、あるいは有効ではなかっ 千七百ぐらいまで減っています。これはすでに東日本大震災の つは九○年代以降、合併が進展しました。平成の大合併で

要があると思います。 よかったね、という見解が並立していて、 ません。熊本地震で何か事例があれば、チェックをしていく必 まくできなかった。合併してよかったね、 まだ決着がついてい と 合併しなけ いれば

されました。いっぱいいっぱいのところで行政が回っていた。 ランでもって自治体の定員削減が非常に進んでしまったという 対応しきれないという状況でした。 そこに非常事態が発生するということで、 ことです。簡単に見ると、都道府県で職員の定員は五・三%、 況の中では非常に問題になったかと思います。つまり、このプ てやりました「集中改革プラン」の影響は、 令指定都市で一○・六%、 その後の展開ですが、 合併の後を追うように総務省が主 一般の市区町村で九・ どこの自治体ももう 熊本地震を経た状 九%が削減 一導し

きましたが、こういう制度、ネットワークは、 コンメントしていただきたいと思いますが、 討すべき課題はあるのではないかと思います。 論はそれほどはっきり確立していないのではない 他の自治体に出張って行って仕事をするところ 確かに、広域の自治体間職員派遣も、 この 遠隔自治体の職員 間 後で大脇先生に の 整備はされて か。 根拠なり 等 々、

> う現象が出てきたか。二〇一三年の災害対策基本法の改正で、 ど村田さんの話にも出てきましたが、 実質上の避難所があっちにもこっちにもできてしまう事態になっ 難所以外の施設に大量の避難者が集まってきて、 指定避難所として避難所が指定されました。ところが、 あらかじめ避難所を指定しておきなさいとなりました。 マネジメントの発想から拡大してきました。 今回の熊本地震でどう ところが、 自然発生的に そこで 指定避

七一あったそうです。ところが、その中で、 難所になっていった。事実上の避難所となった指定管理施設は たのが熊本地震です。 例えば熊本市でも、 事前に指定されていない多くの施設 あらかじめ避

に指定されていたのは八施設のみでした。

者制度についての調査に入りました。そこで現場から出た意見 る点ですが、避難所の運営に当たっては、 るいは、これはもっと検討が進んでいかないといけないと感じ で、特に立ち上げの段階で極めて混乱しましたという意見。 指定管理者の役割分担あるいは情報共有や物資、人員の配備等 を紹介しておくと、例えば避難所運営の責任の所在、 総務省は九月一三日、一四日に、熊本地震における指定管理 先ほど少し話が出ま 市町

あるいは住民同

連絡。

民間の事業者たる指定管理者では、

のではないか。大きな課題だと思います。 こういった点はしっかりと点検、見直しをしていく必要がある 少なくとも今後アウトソーシングを取り組んでいくにしても、 いう掛け声の下で展開してきたアウトソーシング。しかしなが ら、災害等の非常事態も視野に入れると、なかなか心もとない。 ずれにしても、これまで行政の効率化、新しい公共経営と

に、中 得なかった。災害のたびに遠くの東京に出張って行き、各省庁 済産業省、国土交通省、 せん。内閣府、総務省、 が、個別省庁に働きかけていかないといけない。例えば去年五 役所にお願いをして回らないといけないということになります。 では、災害対応のオペレーションを一元化することはなかなか ます。もっと具体的に言うと、日本の中央省庁は縦割りが極め にもありましたように、これは特措法絡みの問題であると同時 が、一面では復興財源の安定供給や保障の問題。 します」と言って帰ってきたかというと、それだけでは済みま 出かけました。本部がある内閣府なら内閣府に行き、「お願い 月一〇日と一一日に、熊本市と熊本市議会は東京に要望活動に 難しい。そういう状況は被災自治体から見ると、いろいろなお て強いと一般に言われています。したがって、そういうところ 後で村田さんのご経験があれば出していただきたいと思いま 最後の三つ目です。これはどう表現していいかわかりません ・央省庁の組織の問題とも絡んでくる問題があるかと思い 財務省、文部科学省、厚生労働省、経 環境省、これらをずらっと回らざるを 先ほどの報告

りがとうございました。(拍手)

を回らなければならない状況は、 いだろうと思います。 やはり改善しなければならな

が求められているようにも思います。私の発言は以上です。あ えるための材料として、点検の物差しとして活用していくこと 視点で見てみると、これは行政に限られることではもちろんな う課題も今回改めて実感できたのではないかと思います。 体が中央にお願いをする行動を少しでも削減していく。そうい ろに限って言えば、あるいはその他の問題も含めてもいいと思 のではないかと思います。熊本地震の経験もそういう視点を据 く、他の政策分野を点検していく上でも何かヒントが得られる なバックアップをしっかり保障することで、災害のたびに自治 ストは恒久法で整備すべきだと思いますが、そういった法律的 いますが、法律的なバックアップが必要です。特措法なり、ベ 等々、非日常の体験から見えてくる日常がはらむ問題という そのためには、少なくとも復興財源の安定供給のようなとこ

た村田さんから、 いということがありましたらお願いします。 いうことなので、この間ずっとお話を聞く側に回っていただい 岡田 ありがとうございました。パネルディスカッションと 何かコメント、あるいはこれは伝えておきた

村田 私は行政の中にいて、 批判される側となることが多く、

実は非常に難しいところで、

ば、

公費投入の理屈をどうつけるか。これこれこういうことであ

国会を動かすことができるのではないか。ここら辺りが

私も陳情にはよく行きました。

調整がとてつもなく重要になります。 等々でぎりぎりのことをしながら、また、 とが必要です。行政の制度の範囲であれことについては、 法府を動かすこと、それから霞が関にある中央省庁を動かすこ ような部分は国にお願いしながら、 たことはよくわかります。では、どうするか。 なります。しかし、必ずカネの問題にぶつかり、 仕組みそのものから変えていけるか。 突っ込んだ議論をやること 国会がある永田町 何とか運用ができる 行政と立法、 財務省との の立

関を動かそうと動いています。

苦しいのですが、実際、

行政の現場でやっていても、

今おっしゃ

ò

ようにしたという制度です。これは、 りです。そこで国は、 が、未整備な面や、不十分な面があるかもしれませんが、 補助金は、税金を原資とする公費は個人の企業には出せない、 歩進化していることは間違いありません。 脱いだ仕組みだったと思い 四分の一負担し、最高四分の三の補助金をハードにも使える うグルーピングをつけることで公費を投入し、 企業や個人には出せないならば、 個人が家を建てるのにも出せない。 被災者支援法の話とグループ補助金の話がありました 東日本大震災の時に、 例えば工業団地、 行政としては一肌も二肌 先ほど言われたとお 例えば、 知恵を絞 国が半分、 一般的な b 商店街と 個別 一歩 県

> ばれています。今回の熊本地震でも、 それから執行部が一緒に展開する。これが ということです。そこで県選出の国会議員と県議会、 会をはじめとする政治家の方々とも連携し、 かし、むやみやたらに陳情しても意味がありません。 熊本流として今、 展開していることは、 一体となり永田町、 政治も一緒に動こう 「チーム熊本」と呼 知事、 市町村長、 市町 霞が

行かねばならない。 そういういろいろな手段を講じながら、実現に向けて努力して 都道府県知事会などを使い、その中の要望項目に盛り込ませる。 要な行動です。より効果的にそれを訴えたい。 ています。確かに無駄なようには見えるかもしれませんが、必 るのに涙が出ました。普通の状態がこんなにありがたいか、 たホテルで久しぶりに風呂に入りましたが、蛇口から いうことが骨身にしみました。それだけ努力しながら陳情をや 私も、 前震の一四日 の一週間後に東京に行きました。 場合によっては お湯

割という意味も大きいと思いました。 する、そこでいろいろな知恵も貸していただきながら前進する 政治家に言う、 クアップをしていただいた上で、県なりが知事会に提案する、 ではないかと、改めて思いました。 (的ではありません。その問題を乗り越えるために、 ろいろなご批判もありましたが、決してそこは行 直接衆議院、 参議院に要望する、各省庁に要望 先ほど言われた大学の役 同窓会である武夫原会の 理論的 側も閉

鎖

ちゃんと言っておきます(笑)。 当に必要だと改めて感じました。 聞こえづらい面もあるかもしれませんので、総合的な連携が本 してほしい。行政では、こんなところが困っているという声が 生方、あるいは法律の専門家に実務のレベルのバックアップを 共催事業にしては成果が大きいと、改めて思っています(笑)。 行政の現場で動いている人間の背中を押すような理論武装な 理屈、知恵出しを、ぜひ学術レベル、あるいは弁護士の先 蒲島知事や後任の副知事に、

で、ご質問あるいはご意見を受けたいと思います。ご質問、 がフロアにたくさんいらっしゃると思います。時間が許す限り す。これまで聞いてばかりで発言したい、質問したいという方 ディスカッションをと思っていたのですが、時間が押していま 意見のある方は、挙手をお願いできますでしょうか。 畄田 ありがとうございました。本当はこのパネラーでフリー

益城町の避難所対策チームと一緒に活動していました。医療面 ご紹介いただきました。私は、 附属病院の地域医療・総合診療実践学寄附講座にいる香田と申 災害時の医療活動で有名なのは厚生労働省のDM 岡田先生には以前からお世話になっているご縁で今回 貴重なお話をありがとうございました。私は熊本大学 政策的課題について一つ、情報提供をします。 益城町の医療保険福祉に関して、 A T

> 法の適用になります。 災害救助法の適用になっています。JMATも同様に災害救助 用支弁するか、というところが一つの問題になっています。基 これらの費用に関しては、今のところ災害救助法がどこまで費 らは発災後すぐに現場に向かい、人命救助等に当たる組織です。 本的にDMATは、派遣ごとの経費はまず県が立替えしますが AT (Japan Medical Association Team) (Disaster Medical Assistance Team)、それと日本医師会のJM 等があります。これ

ました。救助法に記載がないのが原因だと思います。 ですが、ドクターヘリが災害救助法の費用支弁に当たるかどう ら内閣府に代わったという話があります。熊本地震でそれが少 し問題になっていて、私もまた聞きで正確な情報は言えないの かが議論になっていたようで、県の担当者が困っていたと聞き 東日本大震災以降は災害救助法の所轄官庁が、 厚生労働省か

情報提供させていただきました。 避難所で相談事業をされるのも、 ました。今後、県弁護士会と各所の司法書士の方々が協働して に相談所を開設して法律的な問題等の相談に当たっていただき しては益城町住民でもある司法書士の方にお願いして、避難所 ムのお手伝いをしていましたが、避難所での法律的な問題に関 法的な部分とは少し逸れますが、私は益城町の避難所対策チー 政策的に意義があると思

畄田 どうもありがとうございました。今のご発言に関連し どんどん膨れ上がるということです。

がでしょうか。 て、パネラーから何かサゼスチョンなりがありましたら、 V

どうしてだめだったのですか。 私が言ってもしようがないのですが、 特措法は率直な

それが実情だと思います。それでも、とてつもない大きな額が み込まれていないのが、だいぶ言葉はやさしく言っていますが、 災害が出ると、また必ずつくらないといけないとなります。 れるわけですが、最終的には恒久法なり特別措置法を一つひと 死者の数や被災家屋の数ということで、いろいろな議論がなさ 本があり、その間に新潟とかいろいろありました。その比較が つ作っていくと、それが前例になり、それぐらいの規模の被災、 あまりにも大きな災害が続いてきて、阪神・淡路、そして東日 本大震災でも、 ている中で、次につながる法律は財務的にも、 基本的には東日本大震災が超突出した災害として位置づけら 私が言うと問題になるかもしれませんが、 先ほど言われたように費用の問題になります。 法律的にも踏 結局、 東日

> それにあわせて、 実質的にはつけます、 ということをやりまし

か

響かないように、債務負担にならないようにやっているのが 的な意味で個人のものに税金を投入できるかといった理屈あた が理想的だと思います。しかし、いわゆる財務面、 次のステップで災害があったときにはさらに変わっていくこと 含め、 実だと、私は理解しています。 次の備えに今回問題になったことが統一化され、正当化され、 JMATの費用負担を含め、ドクターヘリのいろいろな問題を ^のところで、いま制度化までは踏み込まれていません。 しかし、これだけ災害が続いてくると、先ほどの 曖昧にして次の災害に臨んでいる現実はあります。 それから法 D Μ Α Ţ

ŋ

を行使できるわけです。実際、震災直後に参議院選挙がありま を残すことにより、 とが政治資源としては非常に有効である。 見た私なりの解釈です。特措法に残さない、法律に残さないこ を行使できる。 集めることが可能となる。あるいは、 したが、やはりそこの裁量が効くことにより、 鈴木 私から、 なぜ特措法ができなかったか。 政治家あるいは中央官庁の、いわば影響力 中央官庁としての影響力 つまり、 政治的な支持を 政治. 裁量の範囲

公治的に見た場合の これは誰も言わないと思います。誰も言わないと思いますが 「おいしさ」というようなところが本音

本はできなかった。その代わり総理が、「何でもやってくださ

ちゃんとお金はつけます」と言われましたので、

財務省は

政

レベルで非常に難しい面も確かにあると思います。結果的に熊

!方、特別措置法ができなかったいろいろな思惑は、

政治的

ところでは働いている、 穿った見方ですけれども、 入っている

としてはありました。逆に私どもは、そういうことも頭に置き もありました。国が相当な力を入れておられたのは、私の実感 から九○万食のプッシュ型支援というビックリするような支援 ゆえに、国は絶対に失敗はできない面もあったと思います。だ ながら行動したのは裏話としてはあります。 参議院選挙が控えていました。参議院選挙があったが

等がありましたら、フロアから出していただきたいと思います。 いかがでしょうか。 ありがとうございます。まだいくつかご質問、ご意見

ついて、現場の視点から皆さんにお話ししたいと思います。 智之と申します。今回の地震で、黒髪北キャンパスの体育館の した。私は法学部三年で、先ほど深町先生の開会のお言葉でも 避難所運営に携わっていました。そこで避難所運営のあり方に ありました、法学部公認サークル・志法会に所属している庄野 私は当時志法会の正式な代表ではなかったのですが、志法会 庄野 こんにちは。今日は貴重なお話をありがとうございま

員が武夫原グラウンドに避難してきたので、それを急きょまと

めて代表のような形になったのちに、熊大黒髪避難所の運営本

お手伝いに行っていました。 部を立ち上げました。そこに関わってしばらく運営したのちに、 いったん落ち着き始めたら、中央区内の近隣の避難所の運営の

うに、避難所の運営は避難者が主体となり、運営態勢を構築し クターがいて、それぞれの役割があると思います。 遣されてきた行政の職員と、施設の責任者など、いろいろなア の中には、大勢の避難者さんと、それを運営する人と、あと派 ていくことがいちばん大事ではないかということです。避難所 私がまず考えるのが、先ほどの村田さんのお話でもあったよ

う」と言いますが、もう片方の人は「職員が関わると公平性に また、他の避難所では、ずっと業者の職員が座っているだけと 数えているような非効率なことをしていたことがありました。 ます。避難所を長期で運営するときは人数の確認をしっかりし い派遣されていて、片方の人は「一緒に運営をやっていきましょ 不足という点だと、例えば、運営のスタッフが人数を確認する て、それに応じた物資の把握が大事です。私が見たもので連携 不足して、結局どこのアクターも情報不足に陥ったのだと思い ふれるから自分はできない」と言うので、行政の職員さんが暗 いうところもありました。そして、ある避難所では、2人ぐら 一方で、行政の職員は行政の職員なりに数えていて、どちらも 今回問題になったのは、それぞれの役割があった中で連携が

嘩をしていました。 また、熊大の避難者の中から、 学生が役に立ちたいというこ

会議が

避難所エキスパート

(仮)」をつくり、

地域の自治会

が政

かも、

これから学べていけたらと思います。

ここです」というだけではなく、

避難

所の中でどうあ

るべきな

政

府の中央防災

などにそういった運営の方法を教える取り組みがいま挙がって

していた状態だったと思います。そういうところで、先ほどおっ が足りないかがわかっていない。 いう状態だったら正式な人数もわかっていないし、 かわからない。 不足があり、 しゃっていたように、SNSの情報の錯綜も起きていたと思い 判断できる大学の方との意思疎通不足もありました。 「していったときに、どこまで判断してい 他の避難所の様子もわからない。 運営する側はそもそもどうやって運営したらいい 例えば避難所をいつまでやるべきかもわからな たぶん、 行政は、 お互いに情報が不足 いかがよくわ 避難所がそう どんな物資 連携 から

ました。以上です。

(拍手)

そこで弘が思ったのよ、宁汝の方々こよ敵民的な難難所の青ます。

民がわかってないといけません。普段から「避難する場所は 底してほしい。正式な人数や物資などの情報を上げ、 緒にやるというよりは、 管理をしてほしいということです。 そこで私が思ったのは、 そのためには避難所の運営をどのようにしていけばいいかを、 状況がどうなっているかを把握した上で物資を運んでくだ 物資が多すぎることもなくなっていくかと思いました。 災害対 行政の方々には 策本部と避 避難所を運営するときに 徹底 難 所 的 のパ な避 イプ役に 難 各避難 所 0 情

取り組みが浸透していけばいいと思います。いるそうです。それはすごくいい取り組みだと思うので、そ

とで集まって本部を立ち上げていたのですが、

結局、

学生

たち

理がうまくできたら、そこの協力態勢がもっとできるかと思いた限のサポートであり、それは情報管理だと思います。情報管います。避難所の中は、まず自分のことは自分でやる「自助」が大事取り組みが浸透していけばいいと思います。

ます。 祭実行委員会さん、体育会さん、熊大生協組織部さん、 度中にはできる予定です。 で集まっているのですが、 するにあたって参考にしていただけるような冊子をつくって ときの状況をまとめた記録集であり、 ました。現在、COC事業の先生方からご支援いただき、 方々、その他学生ボランティア有志の方々と一緒にやっていき 部生涯スポーツ福祉課程の方々、 たらうれしいと思います。 もう一点いいですか。私達志法会は、 当時の各学生団 |体のリーダー達が「416」という団体 これがまだ完成していなくて、 できたものを皆さんに見ていただ 医学部保健学科看護学専 今後災害時避難 避 難所 の運営を、 所運

行っているかというと、そうではありません。例えば内部的の職員も今回は大量に投入していますが、災害のプロの人間村田 素晴らしいお話を聞かせていただいたと思います。行

識しているかというと、なかなか難しいです。 うと、そうではありません。いま言われたように、役割まで認 それぞれに投入しているわけで、その訓練ができているかとい ている人、福祉をやっている人、もうあらゆる人間を動員して、 な会計事務をやっている人、農政をやっている人、土木をやっ

ないといけないと思います。 に役割分担、本部の情報の共有など、課題として整理していか ただ、そういう立場で役割を果たそうとやっています。確か

もあります。 鳴きますが、それが耳に残り、メンタルトレーニングをした例 間が、鶏舎で動いているニワトリを捕まえていくのですが、想 多くの一般職員をかき集め、真冬の寒い中にバスで連れていき、 経験が活きた事例です。県庁に採用して間もない職員をはじめ は、鳥インフルエンザがあります。この前、南関町で十万羽の 像以上に大変な作業です。特に、小さいニワトリはピヨピヨと て殺して埋めます。もともと、ニワトリを触ったことがない人 ニワトリ小屋に入って捕まえて袋に入れ、二酸化炭素を注入し 殺処分の経験があり、それほど時間が経っていなかったから、 殺処分をやりましたが、あれは二年前に人吉球磨で一一万羽の 例が違うのですが、最近、県職員の使い方で成功した事例で

> す。行政の経験の積み重ねとか、さらに突っ込んだ経験、 が積み重なってくることは、行政としても非常に大事なことで あの寒い中で作業するのは、過酷な作業です。そのように経験 吸も大変。防護服の隙間は全部ガムテープで巻いている状態で、 たぶん違うパターンの災害が来ると思います。 を検証課題の中で積み上げていき、また備える。備えていても 大変でした。消毒用の石灰がいっぱいの中で防護服を着て、呼 いよりもいいということだろうと思います。 しかし、備えな

ますので、よろしくお願いします。 熊大の法学部に来て、ちゃんと勉強しなきゃ」と言っておき 今、お話があった学生さんのお話は、大変貴重です。

だければと思います。 ころですが、なにぶん終わる予定の四時一○分をすでに超えて けして、パネラーとの間でやりとりができたらと思っていたと の許す方がいらっしゃいましたら、そこでもご議論をしていた しまっています。これから懇親会の場も用意しています。 岡田 どうもありがとうございました。もっとご質問をお受

皆さんに、改めて拍手をお願いしたいと思います。 と思います。それでは、パネルディスカッションのパネラー ターの不手際等ありましたことを、どうかお許しいただければ では、終わりにさせていただきたいと思います。コーディネー

度だったにもかかわらず、

たのですが、

そのときの真新しい記憶として、人吉球磨は七八時間かかっ

今回南関町の場合は、ニワトリの数はほぼ同じ程 四八時間で終わりました。

しかし、

からダウンロ

ا لا

可能である。

http://coc.kumamoto-

次のURL

註

1

この小冊子「416」は現在完成しており、

u.ac.jp/archives/type_student/881

付記

変お世話になった。記して感謝の意を表したい。 本稿は、二○一七年一月二一日に熊本大学法学部・武夫原会 本稿は、二○一七年一月二一日に熊本大学法学部・武夫原会 変お世話になった。記して感謝の意を表したい。 変お世話になった。記して感謝の意を表したい。 変お世話になった。記して感謝の意を表したい。

がある。併せて参照されたい。と法・政治」法学セミナー七四九号(二〇一七年)一九頁以下とお、本稿の内容が要約されたものとして、特集「熊本震災

岡田行雄